

平成 3 0 年度第 2 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 0 年 5 月 1 6 日

場所 十和田市役所議会会議室

## 平成30年度第2回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開 会 日 時 平成30年5月16日(水) 午後2時01分
3. 閉 会 日 時 平成30年5月16日(水) 午後2時48分

### 4. 出席農業委員(17名)

1番	野 月 弘 行 君	2番	小 田 正 喜 君
3番	外 山 康 仁 君	4番	小笠原 和 男 君
5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
8番	中野渡 稔 君	9番	北 上 稔 君
10番	國 分 弘 志 君	11番	甲 田 稔 君
13番	小 川 正 孝 君	14番	新屋敷 より子 君
15番	杉 山 秀 明 君	16番	中 野 均 君
17番	米 田 一 典 君	18番	山 崎 誠 一 君
19番	力 石 堅太郎 君		

### 5. 欠席農業委員(2名)

7番	野 崎 さち子 君	12番	豊 川 洋 人 君
----	-----------	-----	-----------

### 6. 会議に付した案件

報告第9号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第10号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第11号	農地の転用事実に関する照会について
報告第12号	農地等の現況について(十和田市)
報告第13号	農地法第5条の規定に基づく農地転用許可の取下げについて
議案第5号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第6号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
議案第7号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について

- 議案第 8 号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の許可に係る下限面積について  
議案第 12 号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

7. 議事録署名委員

3 番 外 山 康 仁 君                      4 番 小 笠 原 和 男 君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事 務 局 長	市 澤 新 吾	事 務 局 次 長	高 橋 克 彦
事務局農地係長	越 田 守	事務局振興係長	根 岸 優 一
事務局主任主査	野 月 明 久	事務局主任主査	山 崎 和 也
事務局主任主査	椛 木 信 人	事務局主任主査	吉 田 武 範

9. 書 記

事務局主任主査 椛 木 信 人

議長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、7番 野崎 さち子 委員、12番 豊川 洋人 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年5月8日に告示招集いたしました平成30年度第2回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。3番 外山 康仁 委員、4番 小笠原 和男 委員を指名いたします。

議長（力石堅太郎君）会議書記には 椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に報告第9号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）それでは1ページをお願いします。報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから3ページになります。2ページです。今回は8件で、全て合意解約によるものです。13番は3月20日開催の平成29年度第13回総会、議案第88号で3条による許可を受けたものですが、貸人の都合により今回合意解約するもので、今後この他の農地と併せて貸借を予定しています。14番から17番及び3ページ19番は借人が同一人です。14番は17ページ46番で3条貸借申請があります。15番は27ページ27番、16番は28ページ31番、17番は27ページ30番で農地中間管理事業による貸借があります。3ページです。18番は33ページ10番で5条による転用申請があります。19番は今

後貸借を予定しています。20番は自ら耕作するものですが、現況が農地以外の用途になっているものについては、今後、地目変更等の指導をしていきたいと思いをします。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第9号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第10号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）4ページをお願いいたします。報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。5ページから6ページになります。今回は10件で、全て相続による取得です。あつせん等の希望はありません。5ページです。17番は農地として管理するものです。18番と21番は自ら耕作するものです。19番は一部農地として管理、その他は貸借中です。20番は一部農地として管理、その他は自ら耕作するものです。6ページです。22番、23番及び25番は貸借中です。24番と26番は自ら耕作するものです。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第10号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第11号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）7ページをお願いいたします。報告第11号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。8ページです。今回の照会件数は6件9筆で、現地調査は5月8日に実施し、法務局への回答は5月11日に行っております。4番は南吾郷町内会館から南に約120メートル進んだ地点の十字路を東に約25メートル進んだ道路の北側です。申請地は、平成6年に転用許可を受け住宅が建っていましたが、平成29年12月に火災により住宅は、焼失しました。現在は更地となっておりますが、住宅建築の事実があり宅地として利用されてきたことから、非農地と回答しました。5番は十和田東クリニック前の道路を東に約160メートル進んだ地点の道

路の北側です。申請地は隣地と合わせて昭和47年に転用許可を受け、昭和55年に住宅が建築されていることから、非農地と回答しました。6番は北野集落総合センターから東に約200メートル進んだ地点の道路の西側です。申請地のうち、①は通路となっており、②には築後20年以上経過していると思われる物置が建っていることから、非農地と回答しました。7番は切田中学校から南に約130メートル進んだ地点です。申請地は急傾斜な法面となっていることから、非農地と回答しました。なお、農振区分で農用地区域内となっているため、今後農振除外手続きを指導して参ります。8番は和島会館の東側です。申請地のうち、①には平成元年頃に建築された小屋が、②には昭和53年に建築された住宅が建っていることから、非農地と回答しました。9番は水尻地区ふれあい会館の西側斜め向かいです。申請地のうち、①は通路となっており、②には昭和38年に建築された小屋が建っていることから、非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第11号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第12号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）9ページをお願いします。報告第12号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページをお願いします。今回の照会件数は3件3筆で、現地調査は5月8日に実施し、十和田市への回答は5月10日に行っております。5番の場所はスーパーカケモ西金崎店から北に約70メートル進んだ地点です。照会のあった土地は、平成7年に転用許可を受け、許可どおりの用途には供されていないが、税務課においても現況を宅地認定していることから、非農地と回答しました。6番の場所は市立大深内中学校から西南に直線距離で約450メートル進んだ地点です。照会のあった土地には、築後数十年経過していると思われる鶏舎が建っていることから、非農地と回答しました。7番の場所は鳩正宗株式会社の南側です。照会のあった土地は、農地として管理されていることから、農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第12号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第13号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）11ページをお願いいたします。報告第13号、農地法第5条の規定に基づく農地転用許可の取下げについて。農地法第5条第3項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下げ願の提出があったので報告する件です。12ページをお願いいたします。この件は、平成30年4月18日開催の平成30年度第1回総会、議案第4号で許可申請のあったものですが、平成30年5月9日付けで取下げ願が提出されました。取下げ理由は、譲受人の家庭の事情により取下げするものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第13号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は北上班長、外山委員、新屋敷委員の3名です。5月8日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

（ \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時13分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第5号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）13ページをお願いします。議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。9番 北上 稔 委員、お願いいたします。

報告委員（北上稔君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は21件で、うち所有権移転が13件、賃借権設定が8件となっています。まず、所有権移転ですが、14ページの申請番号18番から27番までは相手方要望による売買です。申請番号28番から16ページの申請番号30番までは贈与で、28番と29番は親から子へ、30番は孫から祖母へ贈与します。17ページから18ページまでは賃借権の設定で、申請番号46番から53番までの全て、労力不足により3年から10年間の期間で賃貸借を行います。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）北上委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）14ページをお願いいたします。18番と20番から22番までの譲受人は同一人です。17ページをお願いいたします。46番は、2ページ14番で合意解約したものです。所有権移転の18番から30番まで、及び貸借の46番から53番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましてはお手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第5号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分

（ \_\_\_\_\_ 委員 着席 ）

再開 午後2時17分



議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）19ページをお願いします。議案第6号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。十和田税務署より別紙土地の利用状況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答することの承認を求める件です。20ページをお願いいたします。農地につきましては、相続等による農業経営の細分化を防止する観点から税制上の特例措置として、相続税の納税猶予制度及び生前一括贈与制度による贈与税の納税猶予制度が設けられているところであります。相続税については、20年間農業経営を継続している場合に納税が免除されることとなっておりますが、今回の案件は、当該対象者が平成10年2月に相続を開始してから20年経過したことから、相続税の納税猶予を受けていた特例農地について、その利用状況を税務署に回答するものです。1番の場所は、さつき幼稚園西側道路を北へ約70メートル進んだ十字路を西へ約90メートル進んだ道路の南側です。照会のあった土地は、確認時点では、農作物の作付はなかったが、耕起されており農地として適切に管理されていることから、特例農地に該当するものと考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第6号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第7号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）21ページをお願いいたします。議案第7号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。14番 新屋敷 より子 委員、お願いいたします。

報告委員（新屋敷より子君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。5月8日午後に、北上委員、外山委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転が5件、賃借権設定が1件の合計6件です。これらの申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は、認定農業者及び認定農業者である農地所有適格法人です。22ページと23ページは所有権移転で、2番は相手方要望による売買で、3番から6番は労力不足による売買です。24ページの1番は賃借権の新規設定で、労力不足により期間3年間で貸借します。これらの農地は、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を5月8日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）新屋敷委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）22ページをお願いいたします。調査員報告の内容について、補足的に説明いたします。所有権は、22ページから23ページで、5件16筆33, 219平方メートルです。賃借権は、24ページで、1件2筆7, 158平方メートルです。今回申請のあった所有権移転5件と賃借権1件につきましては調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第7号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第8号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）25ページをお願いします。議案第8号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。26ページをお願いします。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。26ページから29ページです。賃借権の設定が11件49筆195,601平方メートルです。利用権設定の期間は、15年が25番の1件。その他の10件が10年となります。24番全筆と26番の一部が耕作者集積協力金の対象となります。27ページ27番は、2ページ15番で、また、30番は、2ページ17番で合意解約したものです。28ページ31番は、2ページ16番で合意解約したものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第8号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第9号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）30ページをお願いします。議案第9号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。3番 外山 康仁 委員、お願いします。

報告委員（外山康仁君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は、今月は1件です。申請番号1番の転用事由は、休憩所及び作

業小屋の建築です。申請者は八戸市在住で、十和田市内において農作業を行う際に休憩所が必要となるため、作業小屋と併せて休憩所を作りたいというものです。なお、許可前に作業小屋を設置し駐車場として農地の一部に砂利を敷いていることから、始末書付きでの申請となっています。農地区分につきましては、申請地付近に教育施設が二つ以上あり、かつ、沿道に水道及び下水道が通っていることから、市街地傾向が著しい地域として第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げます、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）外山委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について、補足的に説明します。31ページです。1番の場所は、主要地方道十和田三戸線沿いにある後沢商店の南側の交差点から東へ約180メートル進んだ道路の南側です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第9号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第10号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）32ページをお願いします。議案第10号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。3番 外山 康仁 委員、お願いします。

報告委員（外山康仁君） それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、今月は申請番号7番から15番までの9件です。33ページの申請番号7番から11番までの転用事由は、全て宅地分譲です。このうち7番と8番の譲受人は同一事業者で、7番は3区画の、8番は18区画の分譲で、ともに農地を買い受けて事業を実施します。9番から11番の譲受人も同一事業者で、こちらも農地を買い受けて、それぞれ1区画、22区画、6区画を分譲する計画です。次に34ページですが、申請番号12番は農地を買い受けて、車の展示場及び駐車場にしたいというもので、譲受人は許可後に自身が経営する会社に賃貸借する計画となっています。申請番号13番は自己住宅の建築で、譲受人譲渡人である父親から使用貸借により農地を借り受けて住宅を建築するものです。申請番号14番は店舗の建築です。既存の店舗が老朽化してきており、また手狭であることから、既存店舗の隣接地に移転新築したいというものです。こちらも使用貸借により農地を借り受けますが、許可を得ずに申請地に物置や車庫を建築していることから、始末書が提出されています。申請番号15番はバイオマスガス発電施設の整備です。農地を買い受けて発電に必要な施設や設備を整備するもので、総事業費は4億6千万円を見込み、自己資金と融資で対応します。次に農地区分についてですが、申請番号7番から12番までは、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号13番は農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。申請番号14番と15番はいずれも第1種農地内ですが、14番は集落に接続して設置される施設であること、15番は市街地に設置するのが困難及び不適切な施設であることから、それぞれ不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君） 外山委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君） 調査員報告の内容について、補足的に説明いたします。33ページです。7番の場所は、市営住宅金崎B団地の北側にある国道102号の道路を挟んだ北側です。8番の場所は、市立十和田中学校東側道路を北に約200メートル進んだ交差点を西に150メートル進んだ道路の北側です。9番の場所は、コメリパワー十和田店西側道路を南に約300メートル進んだ交差点を西に約120メートル、更に南に約100メートル進んだ道路の西側です。10番の場所は、コメリパワー十和田店南側市道を西に約450メートル進んだ道路の南側です。11番の場所は、株式会社田中組の前にある国道102号を東に約90メートル進んだ交差点を南に約160メートル進んだ道路の西側です。34ページです。12番の場所は、三木野公園の前の市道を西に約200メートル進んだ地点の道路の北側です。13番の場所は、市立深持小学校の西側道路を北に向かい、

県道七戸十和田湖線との交差点から西に約80メートル進んだ丁字路を北に約50メートル進んだ地点の道路の西側です。14番の場所は、JA十和田おいらせ大深内支店前の国道4号を南に約100メートル進んだ道路の西側です。15番の場所は、十和田下水処理場の東側です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第10号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第11号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）35ページをお願いいたします。議案第11号、農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について。農地法第3条第2項第5号の規定により、別紙のとおり別段面積の設定について審議を求める件です。36ページお願いします。この件につきましては、農地法第3条第2項第5号の規定により、同第3条第1項における農地等の権利取得の要件として、都府県では50アールの下限面積について、農業委員会が別段面積を定めることができることによるものです。また、下限面積の設定または修正につきましては、農林水産省経営局長通知に基づいて毎年検討し、公表することが求められています。1. 別段面積の検討。農地法施行規則第17条第1項第3号及び第2項の規定に基づき、以下の2点について検討することになっております。1つ目として、下限面積に達しない農家戸数の割合が全体の40パーセントを下らないこととされており、十和田市の直近のデータである、2015年の農林業センサスによると、市内の農家戸数は2,729戸に対し、下限面積50アールに達しない農家戸数は637戸と全体の23パーセントとなっております。2つ目の農地法第30条の規定に基づく、利用状況調査の結果ですが、遊休農地の全体の占める割合は、市内の農地面積11,909ヘクタールに対し遊休農地は平成29年度末で36.6ヘクタールで、比率としては、0.31パーセントとわずかであること。2. 別段面積の設定について。上記の検討結果から十和田市農業委員会は別段面積を設定せず、下限面積は農地法に定める基準どおり50アールとする。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君）はい、17番。

委員（米田一典君）17番、米田です。下限面積の話をする前にですね、休憩願います。

休憩 午後2時38分

（十和田市活性化のための別段面積設定について、市の考え方を確認し、要望提案）

再開 午後2時45分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第11号は承認とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第12号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）37ページをお願いいたします。議案第12号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。38ページをお願いします。十和田市長から平成30年4月23日付で、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について照会がありました。39ページをお願いします。今回は用途変更1件、除外15件の合計16件です。1番から40ページ13番までは、平成29年度第12回総会及び第13回総会において、非農地判定した農地の所有者32名のうち、対象農地が農振農用地区域内農地の所有者13名が農振除外の申出をしたもので、計画変更は適

当と判断されます。14番の場所は、市役所から南に約5キロメートル先の県道切田五戸線の清瀬と藤島に分かれる交差点を藤島方向に約400メートル進んだ地点の道路東側です。当該地は周囲を山林に囲まれ日当たりが悪く営農条件が良くなく、山林へ転用するため除外するもので、計画変更は適当と判断されます。なお、昭和47年頃杉の木を植林しているため始末書付きです。15番の場所は市役所から北に約5キロメートル先のおらんど一むから北に約180メートルの地点です。当該地は農作業の効率化を図るため農業用施設を新設し、併せて分散して保管している農機具や農業用資材を集約するため申請地は適地であることから、計画変更は適当と判断されます。16番の場所は、市役所から西に約5.5キロメートル進んだ田中車輛株式会社の西側地点です。当該地の東側にある申請者の既存の重車両置場が手狭になったことから隣地に拡張したいというものであり、拡張はやむを得ないものと思われることから、計画変更は適当と判断されます。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第12号は承認とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをおもちまして、平成30年度第2回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時48分 —————